

## 報告 1 町制施行130周年記念事業「第4回酒々井・千葉氏まつり」の開催について



時代は、平成から令和へと新たな時代が始まり、当町においては、明治22年の町制施行以来、130周年の記念すべき年を迎え、“日本で一番古い町”を誇りとして、“100年安心して住めるまちづくり”を目指し、人口減少社会に対応する高品質なコンパクトシティづくりを進めています。

特に「ふるさと酒々井」の貴重な歴史と文化を次世代に継承し、郷土への愛着を図ることを、当町における地方創生の重要な柱として位置付けており、郷土愛の醸成を図る上での重要な取組として、令和初となる「第4回酒々井・千葉氏まつり」を、近隣市町、武蔵千葉氏の荒川区と板橋区、そしてドイツ・ドルフェン市（※）の関係者の皆様にもご臨席いただきながら、町民の皆様との共創により盛大に開催します。

この「酒々井・千葉氏まつり」は、町内でまちづくりにご活躍されている方々で構成される実行委員会が中心となり企画運営されており、仮装行列「ばか乗り」や「競馬（きそいうま）」など当時の祭事を現代風にアレンジして再現します。

※ドイツ・ドルフェン市とは、「国際交流派遣事業」として、毎年中学生を派遣し交流を行っています。

### －同日夜には町制施行130周年を記念した花火観覧会も開催！－

また、同日の夜には、町制施行130周年を記念し、地元ゆかりの伝統花火師による「故郷の思い出～ふるさと花火観覧会」を開催します。これは、町民の皆様、特に町の未来を担う子どもたちが、楽しい故郷の思い出をつくり“ふるさと酒々井”に郷土への愛着を持ち続けてもらうことを目的に実施するものです。

町民の皆様と、町が一丸となり、町制施行130周年記念事業「第4回酒々井・千葉氏まつり」を成功させたいと考えていますので、ご支援ご協力の程よろしくお願ひします。

## 報告2 ふるさと納税制度の収支について



平成30年度受入額

対前年比**136.3%増****1,794万4千円**

さらなるご協力をお願いします

ふるさと納税制度については、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で重要な役割を果たすとされており、市町村の貴重な財源となることから、全国の自治体において展開されています。

当町においても、他市町村へ町税収の移転を防ぐため、平成29年度より民間への委託を実施して官民連携による取り組みを推進しているところです。

## －目標達成も町民税の減収が課題に－

平成30年度は、目標金額1,200万円に対し、対前年比136.3%の増加の1,794万4千円の受入れがあり、目標を上回る実績となりました。しかしながら、返礼品や委託手数料等の諸経費を差し引いた純収入額は770万6千円、平成30年中に町民の方が町外の市区町村へふるさと納税制度で寄附を行った影響による、令和元年度町民税の減収額は1,666万8千円、差し引き約900万円の減収となっています。

町としても、町民税の減収額を最小限にとどめる必要があることから、今後も、町の知名度向上や関係人口の創出を図るとともに、ふるさと納税制度の趣旨理解を深めていただけるよう努めてまいります。

## －ふるさと納税制度の情報発信にご協力をお願いします－

町民の皆様には、町外にお住まいのご親族やお知り合いの方などより多くの皆様にふるさと納税制度の応援について呼びかけていただき、制度の情報発信にご協力・応援をお願いします。

また、ふるさと納税制度のほか、皆様からの善意による一般寄付金についても、広く受け付けています。郷土を愛する皆様の善意により、町が掲げる将来都市像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現に向けたまちづくりを推進してまいりますので、ご協力・応援をお願いします。

**報告 3 酒々井町地域創造発信拠点施設「まるごとしすい」の開業について**

**オープン** **特産品開発支援・観光案内等の情報発信施設**  
**10月9日 まるごとしすい**

国の地方創生予算を活用して建設しました「まるごとしすい」について、今年度予定していた追加工事もすべて完了し、現在開業に向けた準備を進めています。

当施設では、特産品開発の支援や、町民・事業者による商品の広報宣伝、販売の機会の提供の場等とするとともに、酒々井プレミアム・アウトレット内のコミュニケーションセンターを補完する観光案内所を併設し、中心市街地や観光施設などへの誘客を行い、町全体の活性化を図ってまいります。

なお、開業日については、10月9日（水）を予定しており、オープニングセレモニーも行います。



**報告 4 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について**

令和元年6月議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。

令和元年6月3日の第7回弁論準備手続きに引き続き、令和元年8月19日に千葉地方裁判所で第8回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面7が提出され、審議が行われました。

次回の日程は、令和元年10月16日に決定し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。



建設途中となっている青少年交流の家